

広報りくぜんたかた

＜臨時号④＞

【発行】

陸前高田市

企画部協働推進室

(災害対策本部：学校給食センター)

平成 23 年 3 月 21 日

もうしばらくお待ちください 仮設住宅の申し込み

20日(日)から、仮設住宅の建設がスタートしています。入居受付はまだ行っておりませんが、詳細が決まり次第広報でお知らせします。

◆一般住宅に避難した人の食料が不足 近隣の避難所と協力して食料の確保を

市が指定する避難所ではなく、一般住宅などに避難している人から、食料の配布の要望が多く寄せられています。この場合も避難所と同じように食料を配布していますので、近くの避難所、またはまとまった世帯数の場合は、代表者の自宅で受け取ることができます。また、自宅で炊事ができない人にも食料などを配布していますので、近くの避難所か市災害対策本部まで、連絡をお願いします。

◆市役所仮庁舎で住民票の発行と死亡届の受理を開始

災害対策本部から、東側約50mのところにプレハブの仮庁舎を設置し、20日(日)から住民票の発行と、死亡届の受理を行っています。ただし、戸籍・税務などのシステムが復旧するまで、その他の手続きができない状態が続きます。転出入など通常の手続き事務ができるまで、皆様にご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

その他の手続き事務が復旧した際には、広報でお知らせする予定です。

◆遺体安置所での確認について（第一中学校の出発地を変更しました）

21日(月)から身元不明者のご遺体のみ、住田町生涯スポーツセンター（下有住）に搬送し、ご遺族の方に確認していただきます。下表のとおりシャトルバスを運行しますので、ご利用ください。

出発地	出発時間	住田町生涯 スポーツセンター着	住田町生涯 スポーツセンター発	出発地着
第一中学校 東入口付近	9:00	10:00	11:00	12:00
	10:00	11:00	12:00	13:00
	13:00	14:00	15:00	16:00
米崎中学校	9:00	10:00	11:00	12:00
	10:00	11:00	12:00	13:00
長部コミセン	9:00	10:00	11:00	12:00
	10:00	11:00	12:00	13:00

※第一中学校の東入口付近とは、鳴石団地の上り口の十字路です。

◆入浴サービスについて

自衛隊による入浴支援が始まりました。米崎小学校に設置し、各避難所からバスにより送迎しますのでご利用ください。

なお、1日の入浴可能人数が限られており、当初は各避難所を一巡することを優先するため、人数の多い避難所では、数日に分けてご利用いただくことがありますので、ご理解願います。

【裏面もご覧ください】

◆小友に臨時診療所を開設

3月20日(日)から小友保育所に臨時診療所を開設しています。医師は鳥羽医院の吉澤熙先生です。診療時間は、午前9時から正午、午後1時から5時までです。(休診はしません)

◆避難者の郵便の取り扱いについて

日本郵便では、避難した皆様が親戚や友人などへの安否や、近況報告に役立てるため、ハガキ5枚、封書1枚を近日に避難者に配布しますので、ご利用ください。

◆医療機関等での受診について

今回の災害で被保険者証をなくした人は、医療機関の窓口で次のことを伝えれば受診することができます。

○国民健康保険の被保険者の方 ○後期高齢者医療制度の被保険者の方	⇒	○氏名 ○生年月日、住所
○被用者保険の本人・被扶養者の方	⇒	○氏名 ○生年月日、事業所名(勤め先)

※被災された方は、医療機関等での窓口負担が減免される場合がありますので、領収書を大切に保管してください。

◆し尿くみ取りを行っています

①電話が通じる場合

くみ取り業者に直接電話してください。

- ・成翊光産業 080-1654-9077、0192-27-1121
- ・気仙広域清掃 080-6004-5964、0192-27-9321
- ・菊池商店 090-4555-1297、080-1851-1787

②電話が通じない場合、「くみ取り申込書」を各地区本部に配置しますので、希望される方は、必要事項を記入の上、災害対策本部に提出してください。

◆救急車を呼ぶ際の連絡は1回だけとします

各地区本部から救急要請がありますが、コミセンからと携帯電話からの2回連絡を受けると、現場が混乱し同じところに救急車を2台出動することになってしまいます。救急要請は必ず1回のみとしてください。

<ボランティアを募集しています>

社会福祉協議会では、各避難所への物資運搬をする人など、ボランティアを募集しています。本部2階で受付をしておりますので、ご協力をお願いいたします。

<岩手銀行の便宜払い対応について>

◎岩手銀行盛支店では、通帳またはキャッシュカードと本人確認ができる公的書類を持参すれば、1日1人10万円まで便宜払いをします。営業時間：午前9時～午後3時

※今後、広報を継続して発行します。避難所に配布しますが、近隣の住民にもお知らせください。